

だて歴史文化ミュージアム  
指定管理者募集要項

伊達市教育委員会だて歴史文化ミュージアム



## だて歴史文化ミュージアム指定管理者募集要項

### 1 指定管理者の公募の目的

だて歴史文化ミュージアムの管理運営について、本市の教育、学術及び文化の振興を図り、多様化する利用者のニーズに効果的・効率的に対応するため、民間で蓄積したノウハウやサービス精神を活かし、円滑な運営と市民サービスの向上を図るとともに、施設及び設備の適切な維持管理を行うことを目的として指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

### 2 公募する施設等の概要

- (1) 施設名称 だて歴史文化ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）
- (2) 所在地 伊達市梅本町 57 番地 1
- (3) 業務内容 別添「だて歴史文化ミュージアム指定管理者の管理業務仕様書」参照
- (4) 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間
- (5) 指定管理料 267,795,000 円（指定期間内の予定額）

※ 指定管理料は、議会の議決前の見込み金額であり、変更となる場合があります。

※ 上記の経費には、人件費のほか消費税及び地方消費税も含むものとし、この額を上限として立案して下さい。

### 3 応募資格

次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）が応募することができます。

- (1) 法人等の事務所の所在地は、伊達市内にあること。
- (2) 応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加の制限をされていないこと。
- (3) 会社の更生手続開始、再生手続開始等の申立がされていないこと。
- (4) 団体が法人の場合にあつては当該団体が、法人でない場合にあつては当該団体の代表者が納めるべき税及び公共料金等を現に滞納していないこと。
- (5) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 伊達市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団関係事業者その他の反社会的である団体又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められない団体であること。

### 4 応募の方法

- (1) 応募書類 後記「応募書類一覧表」参照
- (2) 提出先 後記「応募先・問い合わせ先」と同じ
- (3) 提出期限 令和 3 年 10 月 29 日（金曜日）午後 5 時 30 分までとします。
- (4) 提出方法 Eメール、ファックス、持参又は郵送（提出期限の消印のあるものまで受け付けます。）
- (5) 留意事項 提出期限は厳守願います。提出期限後の書類の差替えはできませんのであらかじめご承知置き下さい。

## 5 候補者の選定方法

### (1) 審査の方法

指定管理者候補者の選定に係る審査は、提出された書類に基づき指定した日時・場所において、その企画提案についてプレゼンテーションを行っていただきます。

その後、応募書類及びプレゼンテーションで示された企画提案に多数の視点から審査し、評価点数による順位を付ける方式で選定します。

### (2) 審査機関

審査は、本市の部長及び利用する市民で構成する「だて歴史文化ミュージアム指定管理者候補者選定委員会」において行います。

### (3) 候補者の選定

ア 審査では、各委員が採点した合計点数の最高点と最低点を除いた平均値（以下「トリム平均値」という。）を応募者の評価点数とし、評価点数が6割以上の得点を得ている応募者を選定対象者とします。

イ 基本評価項目中の「平等性」及び「個人情報保護」については、公の施設を管理運営する上での大前提となるため、これらの項目のいずれかのトリム平均値が配点の6割未満の場合は、当該応募者の選定対象者としません。

ウ 評価した点数により順位を付け、選定委員の過半数以上から1位の順位を得た応募者を候補者として選定します。

1位の順位を付した選定委員が過半数に満たない場合は、1位及び2位の応募者を対象として選定委員会で再度協議して決定します。

### (4) 審査結果の通知及び公表

選定結果は、応募者全員に対して速やかに文書でお知らせします。また、選定結果等については、市のホームページに掲載し公表します。

## 6 施設現地説明会の開催

次により説明会を開催します。なお、この説明会への参加有無が指定管理の応募資格を左右するものではありません。

(1) 参加申込 令和3年10月17日（日曜日）午後5時00分まで

(2) 申込先 後記「応募先・問い合わせ先」と同じ

(3) 説明会日時 令和3年10月19日（火曜日）午後2時00分から

(4) 説明会場所 だて歴史文化ミュージアム体験学習館 講習室

## 7 質疑応答

(1) 企画立案に当たっての質問は、次のとおり行って下さい。

ア 質問書の提出

◇ 表題は「だて歴史文化ミュージアムの管理に関する質問書」と明記して下さい。

◇ 団体名を必ず記載して下さい。

◇ 定型の様式はありません。

イ 提出期限 令和3年10月20日（水曜日）午後5時00分まで（ただし、休館日を除く。）

## ウ 提出方法

Eメール、ファックス、持参又は郵送で提出して下さい。口頭や電話による受付はいたしません。持参以外により提出した団体へは、質問書の受取りの確認を電話により連絡します。

### (2) 回答

回答は、すべての質問書を取りまとめて応募予定者全員に10月22日（金曜日）までにお知らせします。個別回答はしません

## 8 協定の締結

市は、指定管理者の候補者である法人等を指定することについて議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、その法人等と協定を締結します。

## 9 応募に必要な提出書類

### (1) 応募書類一覧

指定申請書	所定の様式で作成
事業計画書	所定の様式で作成
自主事業計画書	所定の様式で作成 指定期間5年間分を各年度分毎に作成
管理運営経費提案書	所定の様式で作成 指定期間5年間分を各年度分毎に作成 人件費、維持管理費、事業費、事務費等各経費の内訳が分かるように記載し、これらの総額を提案経費とする。
定款、寄附行為、規約等	法人以外の団体は、これらに類するもの
登記事項証明書（法人）	応募書類提出日前3か月以内のものに限定 ※法人のみ提出
納税証明書等	応募する日の属する年度の直近の納税を証明できる書類（法人税、法人事業税、法人住民税等）
収支予算書及び事業計画書	応募する日の属する事業年度
収支決算書及び事業報告書	応募する日の属する事業年度の前事業年度

### (2) 提出部数

原本1部 写し7部 計8部

## 10 応募先・問い合わせ先

伊達市教育委員会教育部だて歴史文化ミュージアム学芸係 担当：石澤・黒田

電 話 0142-25-1056

F A X 0142-25-8922

E-mail date-museum@city.date.hokkaido.jp